

1 普通定期保険 (新普通定期保険)

契約の目的	<ul style="list-style-type: none">●比較的小さい保険料で、万が一の保障(死亡保障)を得られるシンプルな保険です。●掛け捨てタイプの保険で、満期保険金の支払いはありません。
商品の特長 *①	<ul style="list-style-type: none">●被保険者が死亡したとき ⇒「死亡保険金」●「各種特約」*②を付加することで、より充実した保障を準備できます。

⚠️ ご注意

- 契約者貸付制度の利用はできません。
- 保険金の倍額支払の制度はありません。

*①しおり28P参照…「基本契約の保障内容」

*②しおり29P参照…「特約の保障内容」

(1)「不慮の事故」でのケガまたは当社所定の感染症により死亡した場合

●しくみ図

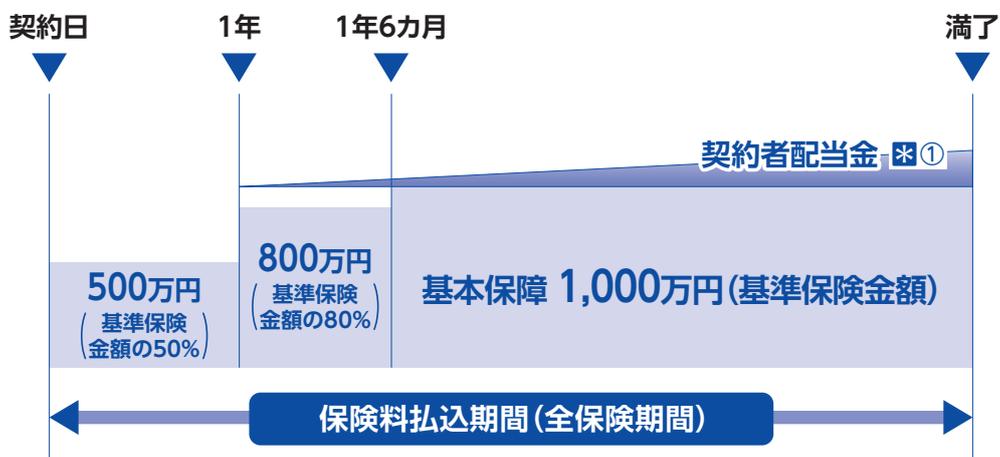
基準保険金額 1,000万円に加入の場合



(2)上記(1)によらないで死亡した場合

●しくみ図

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



(注) 保障は保障(責任)開始の日 ※② から開始します。

※① しおり60P参照…「契約者配当金」

※② しおり14P参照…「契約の保障(責任)の開始と契約日」

2 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の自動更新

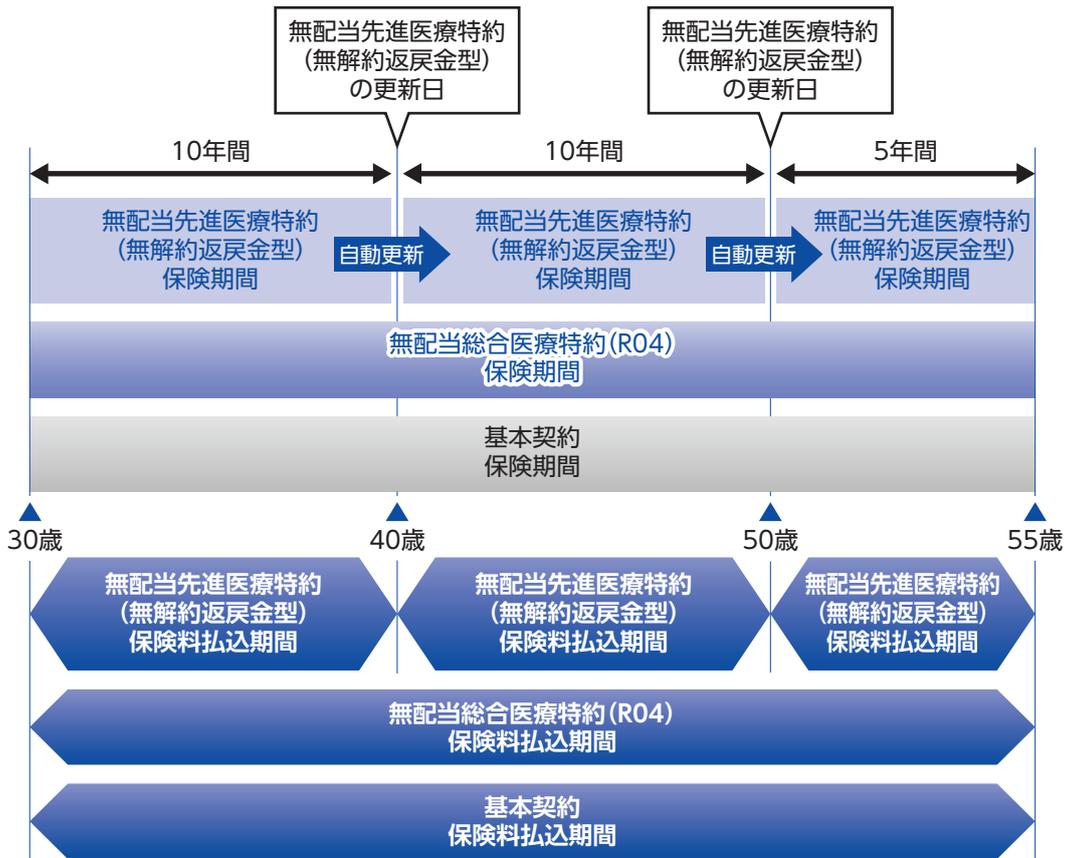
無配当先進医療特約(無解約返戻金型)は保険期間10年の更新型です。この特約の保険期間が満了する場合、当社所定の条件を満たせば、ご契約者から更新しない旨のお申し出がない限り、保険期間の満了日の翌日を更新日として自動更新します※①。

※この特約の保険期間満了と同時に基本契約の保険期間が満了する場合は、この特約の自動更新はありません。

●更新制度の詳細については、下表のとおりです。

保険期間	<ul style="list-style-type: none"> ●更新後の無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の保険期間は10年とします。ただし、更新後のこの特約の保険期間の満了日が基本契約の保険期間の満了日を超えるときは、基本契約の保険期間の満了までの期間となります。
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ●更新後の無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の第1回特約保険料は、「払込時期」内に基本契約の保険料と合わせて払い込んでください。この特約と合わせて払い込むべき基本契約または他の特約の保険料がないときは、更新後のこの特約の保険料払込期間満了までの特約保険料は一括して前納払込み※②する必要があります。 ●更新後の無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の第1回特約保険料の「払込猶予期間」内に特約保険料の払い込みがないときは、「払込猶予期間」の最終日の翌日にこの特約を解除※③します。 ●更新後の無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の特約保険料は、更新時の年齢・保険料率によって計算されます。多くの場合、更新後の特約保険料は更新前の特約保険料と異なります。
その他留意点	<ul style="list-style-type: none"> ●更新時に「質問表(告知書)」の提出は不要です(被保険者の健康状態にかかわらず自動更新します。) ●無配当先進医療特約(無解約返戻金型)には、更新時におけるこの特約の特約条項が適用されます。 ●更新時に当社が無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、ご契約者からこの特約を更新しない旨の申し出がない限り、この特約に代えて同種の当社所定の他の特約を更新時に付加することがあります。 ●先進医療保険金の支払いなどについては、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとみなします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○更新前に生じた病気や「不慮の事故」でのケガを原因とする場合、更新前の無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の保障(責任)開始時以後に生じていれば、更新後に受けた療養についても先進医療保険金を支払います。 ○先進医療保険金の支払限度は300万円であり、更新前に支払われた先進医療保険金の額も通算します。 ○更新前に無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の特約保険料が払込免除となっていた場合は、更新後の特約保険料も払込免除となります。 </div>

普通定期保険(30歳加入、55歳満了)



⚠️ ご注意

- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の自動更新をご希望されない場合は、この特約の保険期間の満了日の2カ月前までにその旨をお申し出ください。
- 契約が失効中のまま、無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の保険期間が満了を迎えた場合、基本契約の保険期間中であっても、無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の更新や復活はできません。

*①約款参照……………先進(無解返)「第42条」
 *②しおり51P参照…「保険料の前納払込み」
 *③しおり52P参照…「保険料の払込猶予期間・契約の失効など」